

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
1. 地域包括ケアシステムの基盤整備								
■在宅生活を支援する地域包括支援センターの充実								
1	介護予防ケアマネジメント業務	要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）や、介護保険で「要支援1・要支援2」の認定を受けた高齢者に対して、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならず、自立した日常生活を営むことができるように介護予防ケアプランを作成するとともに、サービスの利用状況や利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて介護予防ケアプランの見直しを行います。	予防給付ケアマネジメント業務	予防給付プラン作成（包括プラン新規）	2,734件	707件	高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう、適切なケアプランを作成し、介護予防事業への積極的な参加を促します。	
				予防給付プラン作成（包括プラン継続）	21,133件	23,858件		
				予防給付プラン作成（委託プラン新規）	7,793件	3,728件		
				予防給付プラン作成（委託プラン継続）	55,565件	73,787件		
			介護予防ケアマネジメント業務	特定高齢者プラン作成	233件	211件		
	総合相談支援事業	本人や家族からの相談、また、地域のネットワークを通じての相談などを受け、状況把握を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度利用につなげるなどの支援を行います。	地域包括支援センター（28か所、基幹型含む）	高齢者総合相談	64,119件	84,436件	高齢者の心身の状況や生活実態を幅広く把握し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けるため、多資源協働で支援に努めていきます。 支援が必要な高齢者の早期発見・早期支援となるよう、地域のネットワークを活用し、啓発活動や学習会を行い、地域からの情報発信を広げていきます。	
				ネットワーク会議	1,051回	2,842回		
3	権利擁護業務（虐待防止と適切な対応システムの構築）	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、各区の地域包括支援センターや地域福祉課などで高齢者虐待の相談・通報窓口を設け、高齢者が尊厳のある生活を維持し安心して生活ができるよう、関係機関などと連携を図りながら適切な対応に努めています。また、虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、虐待防止ネットワークを構築しています。		地域包括支援センターにおける虐待対応件数	207件	223件	高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が適切にできるよう関係機関等と連携を図ります。 また、虐待対応の基本となる権利擁護の理解の普及に努め、虐待事実の早期発見・防止につなげる虐待防止のネットワークの強化をめざします。	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とし、ケアマネジャーなどに対する日常的個別指導・相談の受付、支援困難事例への指導助言などを行っています。 また、医療機関を含む関係施設やボランティアなどさまざまな地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築などを行っています。	地域包括支援センター（28か所、基幹型含む）	ケアマネジャー連絡会	219回	214回	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行います。 インフォーマルサービスの情報整理（活動内容や特徴、連絡先等一覧表や地域資源マップの作成）に努めていきます。 ケアマネジャーの個別相談に対するスーパーバイズの質の維持・向上のために、主任ケアマネジャー等への研修等について検討します。	
				学習会・研修会・相談会	232回	235回		
				医療との関係強化の取り組み	137回	164回		
■在宅ケアのための多様なサービス基盤の充実								
5	「地域福祉ねっとワーカー」（コミュニティソーシャルワーカー）の配置	地域福祉を進めるうえでキーパーソンとなる「地域福祉ねっとワーカー」（社会福祉士の資格を持つ専門職）の配置を年次的に進めてきました。 「地域福祉ねっとワーカー」は、生活課題を抱える人への個別支援に当たるとともに、地域の活動を活性化するなど地域の「力」を高める支援を行い、既存の福祉関係者会議への参加や、分野やエリアをつなぐネットワークを構築していくことを通じて、必要なものについては、事業化、施策化を図ることをめざして活動を行います。	実践活動	高齢分野の複合多問題	294件	283件	地域包括支援センターなどの専門機関、校区福祉委員会・民生委員児童委員会などの地域活動、NPO・ボランティア活動などのネットワークを総合的に構築し、「地域包括ケア」を促進していきます。	
				高齢分野以外	347件	444件		
				地域住民の関わりが必要	354件	308件		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
6	地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている見守り活動やふれあい交流活動などの地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。平成20年度から個別援助活動の活性化を図るため、地域で特に見守りが必要と思われる方を定期的に訪問し、地域で連絡会議を行う「お元気ですか訪問活動」の取組を行っています。	校区福祉委員会数 小地域ネットワーク活動指定校区数 個別援助活動 見守り声かけ訪問 家事援助 介護援助 外出支援 配食活動 グループ援助活動 いきいきサロン ふれあい食事会 地域リハビリ 世代間交流 子育て支援 ふれあい喫茶 校区福祉委員会活動 広報活動（新聞発行等） 研修・学習活動	校区福祉委員会数 94委員会 小地域ネットワーク活動指定校区数 93校区 見守り声かけ訪問 93校区 家事援助 24校区 介護援助 5校区 外出支援 24校区 配食活動 6校区 いきいきサロン 92校区 ふれあい食事会 81校区 地域リハビリ 56校区 世代間交流 87校区 子育て支援 88校区 ふれあい喫茶 73校区 広報活動（新聞発行等） 81校区 研修・学習活動 79校区	93委員会 93委員会 93校区 22校区 6校区 21校区 8校区 92校区 84校区 57校区 90校区 88校区 77校区 79校区 80校区	いきいきサロン、ふれあい喫茶等グループ援助活動は、年々開催回数も増加しており、校区の活動として定着してきています。今後は、「お元気ですか訪問活動」等の個別援助活動の活性化を進めていきます。		
7	校区ボランティアビューロー設置の推進	小学校区ごとに地域会館などを活用し、「情報交流・相談・集いの拠点」となる校区ボランティアビューローの設置を進めています。住民が身近なところに気軽に集まって交流したり、困りごとを相談したりすることで、住民同士のつながりづくりや生活課題の解決のための情報提供ができる地域づくりをめざしています。	設置校区数	78校区	78校区	校区ボランティアビューローの広報・周知を積極的に行い、より多くの住民が利用することで住民のつながりづくりを進めていきます。		
8	緊急通報システム事業	急病、事故などの緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置しています。	設置台数（年度末）	5,441台	5,211台	緊急時の対応が困難な高齢者に対して、緊急事態に対応するだけでなく、平時の対応を通じて、高齢者が安心した在宅生活を送れるよう支援します。		
9	家族介護支援（レスパイト）事業	在宅介護を継続する上で介護者が感じる不安や悩みの解消、心身の疲れの回復をめざし、家族介護者が社会との交流を維持する機会や家族介護者同士の共感の場の創出を図るとともに、地域・社会にレスパイトケア（介護者の休養）の概念を広げるために普及啓発に取り組んでいます。	家族介護者及び介護についての集い参加者数 協力を依頼した関係団体数	119人 36団体	1,883人 39団体	在宅介護者等の精神的負担の軽減を図り、介護者及び要介護者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。		
10	家族介護慰労金支給事業	低所得世帯に属する重度の要介護者（要介護4又は5の方）が、一定期間何らかの事情により介護保険サービスを利用しない場合、当該高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、当該家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、年10万円を支給しています。	支給件数	9件	8件	在宅で介護をする家族の中には、何らかの精神的負担を感じている方もおり、特に認知症高齢者を介護する場合には、そうした傾向が強くなっています。対象となる家族に対し、慰労金を支給することにより、在宅での介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。		
11	紙おむつ給付事業	満65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で、要介護3～5又は要介護3～5に相当すると認められた高齢者（生活保護世帯及び介護施設に入所している方を除く。）に対し、1か月9,000円を上限におむつを給付することにより、自宅又は病院などでおむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図っています。	支給件数	21,353件	22,841件	紙おむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図ります。		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
2. 認知症対策の推進								
■関係機関が連携した認知症高齢者への支援体制の充実								
12	市町村認知症施策総合推進事業（認知症地域支援推進員の配置）	認知症疾患医療センターが整備されたことに伴い、認知症の医療や介護における専門的知識を有する者を認知症地域支援推進員として配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の強化を図るため、次の業務を行います。 ・認知症疾患医療センターや権利擁護の専門家などとネットワークを構築し、専門的・継続的な相談援助を行います。 ・他の地域包括支援センターに対する専門的見地からの具体的な相談・援助を行います。		認知症地域支援推進員（23年度までは認知症連携担当者）の配置数	2人	2人	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援を行うことが重要であるため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携や、地域における支援体制の構築を図ります。	
13	認知症地域医療支援事業	認知症になっても、身近な存在であるかかりつけ医や専門医から適切な診療を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けるために、診療スキル向上を図るための研修や医療連携の推進を図っています。 認知症サポート医（かかりつけ医への助言その他の支援を行い専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携の推進役）を養成し、かかりつけ医として必要な認知症診療の知識や技術などの習得を目的とした研修などを開催しています。		認知症サポート医養成人数 かかりつけ医認知症対応力向上研修参加人数	5人 市内開業医34人 修了証29人	5人 市内開業医35人 修了証32人	今後更に関係機関等との有機的連携を深め、認知症医療連携を検討し取り組んでいきます。	
14	認知症介護実践者等養成事業	介護保険事業所などにおいて、認知症高齢者の介護に従事する者に対して、認知症介護に係る実践的研修を実施することにより、介護技術の質を向上し、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。 また、実践者研修の企画、カリキュラム作成を行い、講師を務める認知症介護指導者を養成します。		認知症介護実践研修（実践者研修）修了者数 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）修了者数 認知症介護指導者養成研修修了者数 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者数	133人 36人 0人 2人	69人 31人 2人 1人	介護保険事業所等における認知症高齢者に対する介護の質の向上のため、引き続き、研修の実施と指導者の養成に努めます。	
■認知症予防活動の充実								
	ひらめき脳トレ教室	平成23年度から一般高齢者事業と特定高齢者事業を統合し、市内6か所で、軽い有酸素運動や、読み書き計算、グループによる脳活性化プログラムを組み合わせた教室を開催しています。	ひらめき脳トレ教室	開催回数 参加者数	339回 1,624人	280回 1,932人	厚生労働省発行の認知症予防支援マニュアルに準じた内容で実施していますが、より効果的な教室内容とするため、実施回数の増加や、他市の先駆的な取組等を参考にしながら展開していきます。	平成24年度からは、先駆的な他市の取組みも取り入れ、有酸素運動や脳活性化に効果のあるプログラムを実施し、参加者の前後評価から一定の効果が見られています。今後は、より多く参加していただけるよう参加勧奨を行っていきます。
■認知症に関する啓発と認知症サポーター等の養成								
16	認知症に関する普及啓発事業（認知症サポーター養成講座）	認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する『認知症サポーター養成講座』や、当講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成する『認知症キャラバン・メイト養成講座』を開催しています。 認知症サポーターは、日常生活の中で認知症高齢者に出会ったときに、その高齢者の尊厳を損なうことなく適切に対応することができ、また、その知識を広めるなどの活動を行うことにより、認知症高齢者やその家族を温かく見守ります。		認知症キャラバン・メイト養成講座開催回数 認知症キャラバン・メイト数（年度末現在） 認知症サポーター数（年度末現在）	0回 322人 17,133人	1回 409人 21,733人	認知症キャラバン・メイトとともに効果的な認知症サポーター養成講座を実施し、「認知症への正しい理解」を広め、認知症高齢者やその家族を温かく見守る地域づくりにつながるよう、学童や職域等、認知症サポーターの対象のすそ野の拡大に取り組みます。 認知症に係る他の施策との連続性を意識しながら、さまざまな機関との連携の強化を図ります。	

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
3. 高齢者の権利擁護								
■高齢者虐待防止ネットワークの一層の充実								
17	虐待防止と適切な対応システムの構築	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、各区の地域包括支援センターや地域福祉課などで高齢者虐待の相談・通報窓口を設け、高齢者が尊厳のある生活を維持し安心して生活ができるよう、関係機関などと連携を図りながら適切な対応に努めています。また、虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、虐待防止ネットワークを構築しています。		地域包括支援センターにおける虐待対応件数	207件	223件	高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が適切にできるよう関係機関等と連携を図ります。 また、虐待対応の基本となる権利擁護の理解の普及に努め、虐待事実の早期発見・防止につなげる虐待防止のネットワークの強化をめざします。	
■成年後見制度等の活用に向けた体制の充実								
18	権利擁護サポートセンターの設置	区役所地域福祉課や地域包括支援センターなどのさまざまな相談機関に対して、権利擁護を必要とする事例のスーパーバイズなどを行う（仮称）権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護に係る専門的支援を強化します。		開設準備委員会の開催	4回	平成25年4月開設	平成24年度には、（仮称）権利擁護サポートセンター開設準備委員会を設置し、専門職（法律職及び福祉職）の人材確保や高齢者及び障害者の虐待防止マニュアルの整備など、（仮称）権利擁護サポートセンターの開設に向けた取組を進めます。	
19	成年後見制度利用支援事業	認知症など判断能力が不十分で、身寄りがいないなど、親族による申立てができない状況にある高齢者に対して、本人に代わって市長が成年後見の申立てを行うに当たり、費用などの負担ができない場合に、申立事務に係る経費及び後見人への報酬を支給しています。		支給件数	20件	28件	今後も増加が予想される認知症高齢者に対して適切に支援をし、安心して成年後見制度を活用してもらえるよう取り組みます。	
20	成年後見制度PR事業	制度の概要や手続などについてまだ周知が充分でないことから、家族や民生委員児童委員、介護事業者などの支援者に対して、制度の広報・周知を図り、利用を促進するため、啓発冊子の作成や講演会の開催に取り組んでいます。		講演会実施数	1回	1回	（仮称）権利擁護サポートセンターを設置し、センターが成年後見制度の広報・周知等、普及促進を図ります。	
				講演会参加者数	115人	149人		
21	堺市日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の活用	社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下してきている高齢者などの権利を守るため、堺市日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しています。		利用申し込み件数	41件	34件	増えていくニーズに対応できるような担い手の確保や養成に堺市社会福祉協議会と協力して取り組みます。	
				契約件数（年度末現在）	176件	218件		
				定期訪問回数	2,885回	3,700件		
4. 高齢者の住まいの整備								
■ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備								
22	ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進	老朽化した市営住宅の建替えに当たっては、スロープの設置など屋外環境も含め、高齢者はもとより誰もが生活しやすい住宅を建設しています。 また、加齢などに伴い、現在の住まいでは生活しづらくなった場合でも、軽微な改造により、住み続けることができるよう工夫しています。		市営住宅建替戸数	—	193戸	建替えを行う住宅については、国の「高齢者が居住する住宅の設計指針」に基づいた仕様を確保し、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及を進めています。また、既存の住宅については、エレベータの設置や浴室・トイレの手すり設置等バリアフリー化を進めていきます。	
23	シルバーハウジングへの生活援助員の派遣	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の相談などに応じています。		シルバーハウジング戸数	71戸 (3団地)	71戸 (3団地)	生活援助員を派遣することにより、高齢者が安心して在宅生活が送れるよう支援します。	
				派遣戸数	71戸	71戸		
■良質なサービス付き高齢者向け住宅の確保								
24	サービス付き高齢者向け住宅事業の的確な運用	バリアフリー構造などを有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録簿を住宅まちづくり課、高齢施策推進課などに備え付け、情報提供を行っています。		登録物件数 登録戸数	29件 1,233戸	44件 1,758戸	サービス付き高齢者向け住宅の供給動向を注視しながら、住宅部局と健康福祉部局が情報を共有し、登録制度の的確な運用に努め、高齢者の居住の安定の確保を図っていきます。	

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
■住宅改修等の推進								
25	高齢者住宅改修費助成事業	在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて、安心して生活することができるよう日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し、介護予防及び生活の利便性の向上を図るために、自立者に対しては介護保険と同じ内容の工事を20万円を限度に、要介護者などに対しては介護保険対象外の工事を30万円を限度に助成しています。		助成件数	429件	186件	住み慣れた地域で生活を続けたいと思う高齢者が多い中で、住宅の改修により転倒等を防ぎ、自立した在宅生活の継続を図ります。	
26	住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）	介護保険における住宅改修費の支給は、担当のケアマネジャーが作成する住宅改修理由書などにおいて住宅改修の必要性が認められた被保険者に対し行われます。居宅介護支援の提供を受けていない要介護（要支援）者の場合、専門的見地からの住宅改修の理由書の作成が別途必要となるため、住宅改修理由書作成が円滑に行われるように、作成を担当した専門家（ケアマネジャーの属する指定居宅介護支援事業所及び作業療法士などの専門的知識を有すると認められる方）に対し理由書作成手数料を支給しています。		支給件数	314件	430件	住宅改修工事が円滑に行われるよう、支援を行います。	
5. 介護サービスの質の向上と円滑な利用								
■介護保険制度に関する啓発、相談、苦情対応等の一層の充実								
27	介護相談員派遣事業	介護保険サービス利用者などの相談に応じる第三者（介護相談員）を、派遣希望のある介護保険事業所へ派遣し、利用者のサービスに関する疑問や不満・不安などの解消を図ります。 この事業では、介護相談員という第三者が事業者を訪問、相談に応じることで、利用者の苦情を含めた意見表明の機会を確保し、疑問などの解消を図ります。同時に、事業者においても、サービスに対する利用者の不満や意見などについて相談員を通じて把握することで、サービスの質と利用者満足度向上の機会を得ることができるようになります。		派遣回数	139回	84回	介護相談員の派遣を希望する介護老人福祉施設・介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護事業所に対し、引き続き派遣を行います。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での事業展開も検討していきます。	
				相談件数	2,986回	1,302件		
■これからの福祉・介護サービスを担う人材の確保								
28	介護人材確保・育成支援事業	進みゆく高齢社会を担う良質な介護人材の確保を図るため、介護職の魅力を発信するセミナー、相談会及び職場見学会などを開催し、求職者と市内介護事業所とのマッチングに努めます。 また、市内介護事業所に対するコンサルティングを実施し、介護職員の定着促進及び質の高い介護サービスの提供に資する体制づくりを進めます。		参加者数	162人 33社	405人 85社	質・量ともに充足した介護事業所の確保に向けて、事業を推進します。	
				コンサルティング実施により効果が認められた事業者数	11社のうち 7社	9社のうち 9社		
■事業者への指導、研修機会等の充実								
29	介護サービス事業者への指導・助言	適正適法なサービスを確保するために、介護保険サービス事業所に対し指導助言を行うとともに、定期的に実地指導を行います。さらに、悪質なケースについては、監査を実施し、公正かつ適切な措置をとります。 また、個別の事業所などの指導だけでなく、集団指導や研修を通じて事業所などやその従業者に対して基礎的な法令などや身体拘束ゼロに向けた取組の周知を図り、適正な介護保険サービス事業所などの育成、利用者本位のサービス提供の確保を進めます。		地域密着型サービス事業者に対する集団指導	1回	1回	適正な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、効果的かつ効率的な指導・助言を行います。	
				介護老人福祉施設・介護老人保健施設に対する集団指導	2回	2回		
				居宅サービス等事業者に対する実地指導	12件	118回		
				地域密着型サービス事業者に対する実地指導	43件	44回		
				介護老人福祉施設・介護老人保健施設に対する実地指導	25件	32回		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
■介護給付適正化事業の推進								
30	認定訪問調査の点検	認定訪問調査は、職員により実施されていますが、職員研修の実施や本人の状態を正確に説明できる方の同席のもと調査を行うなど、適正な認定訪問調査を引き続き行います。また、委託による調査に関しても、保険者による認定調査内容の点検を行っています。		新規採用調査員研修及び現任調査員研修	7回	15回	職員による認定訪問調査のより適切な実施、正確な調査選択肢の選択、より適切な特記事項の記載に、引き続き取り組んでいきます。また、委託による調査については、全件、保険者による調査内容の点検を引き続き行います。	
				委託等調査の点検	1,438件	1,623件		
31	給付費通知による点検	サービス利用者自身が利用している介護サービス費について、利用者サイドから点検できるように、利用者に対し、利用事業所名、利用サービス種類、利用回数、介護保険サービス費用総額などを記載した通知（給付費通知）を、本人へ年に複数回送付します。		介護給付費通知発送延人数	123,429人	137,887人	「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。	
32	医療情報との突合点検	医療サービスと介護保険サービスの重複請求のチェックを行い、介護サービス事業者に対し、適正な給付請求を指導します。		過誤申立件数	11件	7件	「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。	
33	縦覧点検	算定回数やサービス間の整合性など、介護サービス費の請求内容を点検し、介護サービス事業者に対し、適正な給付請求を指導します。		過誤申立件数	466件	408件	「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。	
34	住宅改修の適正化	住宅改修を行った利用者の自宅へ、1級又は2級建築士の有資格者（いずれもシルバー人材センター登録の方）を調査員として派遣し、申請書類と工事内容の確認を行います。確認の結果、不適正な工事があった場合には、本市が当該事業所に指導を行い、特に悪質な事業者に対しては、受領委任払いの停止などの措置を行います。		派遣依頼件数	368件	363件	「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。	
				指導件数	30件	22件		
35	ケアプラン点検	利用者の自立支援に資する介護保険サービスが適正にケアプランに位置づけられているかを点検し、必要に応じて居宅介護支援事業所に指導助言を行います。		点検事業所数	59ヶ所	75ヶ所	本市被保険者に対し居宅介護支援サービスを提供している市内全事業所へのケアプラン点検の実施を検討します。点検・面談を通じて、利用者の自立支援に資する、より適切なケアプランが作成されるよう、介護支援専門員への支援を行います。	
36	福祉用具購入・貸与調査	軽度者の福祉用具貸与をケアプランで位置づける場合は、介護支援専門員から事前に提出された届出などにより確認を行っています。		過誤申立件数	615件	348件	「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。	
37	給付実績の活用	大阪府国民健康保険団体連合会からの給付実績などの情報を活用して、不適正・不正な給付を防止します。		過誤申立件数	25件	3,104件	「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。	
6. 健康づくりの支援								
■高齢者の視点に立った健康づくりメニューの充実と普及啓発								
38	各種検診の推進（がん検診、骨粗しょう症予防検診）	がんを早期に発見し、治療に結びつけるために、5つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）検診を実施しています。また、18歳以上の市民を対象に骨粗しょう症に関する正しい知識の普及を図り、啓発することによりその発症を未然に防ぐことを目的とし、骨粗しょう症予防検診を実施しています。	胃がん検診	受診率	3.8%	3.6%	受診率の向上に努め、一定の効果が出ている検診もありますが、受診率は、依然低いのが現状となっています。この状況を改善するために、現行実施の受診勧奨を継続していくとともに、各種がん検診をまとめて受診できる総合がん検診や効果的な受診勧奨の実施について導入を検討します。	
			肺がん検診	受診率	4.0%	4.6%		
			大腸がん検診	受診率	12.7%	12.9%		
			子宮がん検診	受診率	21.6%	22.4%		
			乳がん検診	受診率	15.7%	14.9%		
			骨粗しょう症予防検診	受診者数	1,083人	1,078人		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
39	成人歯科検診と歯科相談の充実	40歳以上の市民を対象に、市内の実施医療機関での歯科検診や、毎月1～2回の各区保健センターでの歯科相談を実施し、歯周病など歯科疾患の早期発見、保健指導を行うことにより口腔の健康維持を図っています。	歯科検診	受診者数	625人	806人	より多くの受診機会の提供に努め、受診者数は増加しているものの、受診率は低い状況です。歯の喪失の大きな原因であるう蝕・歯周疾患等は早期発見・早期治療が効果的で、生活習慣の改善により予防できることから、啓発の方法を工夫し、歯科保健に関する知識・情報を普及することで、かかりつけ歯科医での定期検診も含め、歯科検診の受診率向上へつなげていきます。	
			歯科相談	相談者数	1,288人	1,271人		
40	生活習慣病予防のための健康教育の実施	40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図っています。保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康づくりのための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進しています。		開催回数	540回	552回	各区の保健センターにおいて、又は地域へ出向き、保健師、栄養士、歯科衛生士などが、生活習慣病や健康づくりに関する健康教育を実施し、広く市民へ正しい知識の普及啓発を行います。引き続き実施し、地域の健康レベルの向上を図ります。	
41	健康相談の実施	40歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。主に保健センターが中心となり、生活習慣病や健康づくりの相談に応じています。		相談件数	11,350人	9,552人	各区の保健センターにおいて、又は、地域へ出向き、保健師・栄養士、歯科衛生士などが、生活習慣病や健康づくりに関する相談に応じて、指導や助言を行っています。引き続き実施し、地域の健康レベルの向上を図ります。	
■地域に根ざした健康づくりの実践の促進								
42	健康づくり自主活動グループや地域リーダーの育成・支援	市民主体の健康づくりを地域に広げていくために、新たな健康づくりを推進する自主活動グループやリーダーの育成・支援を行っています。各保健センターでは、健康づくり自主活動グループのネットワークができています。		自主活動グループ育成数	5グループ	6グループ	市民主体の自主活動グループの育成及び継続した活動支援を実施してきた結果、順調にグループ数が増え、また、グループ間の交流などを目的としたネットワーク化も進んでいます。現在の活動が更に継続するよう、ネットワークの充実、リーダーの育成に更に重点を置いて支援していきます。	
				健康づくりリーダー育成数	12人	15人		
				教室実施回数	39回	42回		
				教室参加者数	752人	698人		
43	口腔機能向上のサポーター育成（8020メイト）	口腔機能の向上を含めた口腔の健康づくりを地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援しています。		グループ数	7グループ	7グループ	各区単位で立ち上がっている「8020メイト」が、地域で口腔の健康づくりを広める活動をより活性化させるための支援を行います。また、本市全体での口腔の健康づくりをサポートするグループとしても活躍できる場の提供など支援を行い、市民の口腔保健の向上へとつなげていきます。	
7. 介護予防の充実								
■介護予防の地域展開と基盤整備								
44	地域型げんきあっぷ教室	65歳以上の高齢者を対象に転倒予防や体力増進を目的とした体操などを行う地域型げんきあっぷ教室を開催しています。		開催回数	588回	606回	筋力トレーニング等の運動により、歩行や立ち上がり等の基本動作能力に影響を与える下肢・体幹の筋力低下防止やバランス能力の向上を図ります。参加後も継続して生活の中で実施され、運動習慣が定着できるように取り組みます。	
				参加者数	10,386人	10,406人		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
45	介護予防・健康教室	保健センター及び地域会館などにおいて、介護予防や健康づくり全般に関する講座を実施しています。		開催回数	468回	443回	保健センターや地域会館に各区の担当保健師等が出向いて、地域の高齢者の状況やニーズを把握し、健康づくりや介護予防に関する教室を開催します。 各専門職への研修等により、質の維持・向上を図ります。また、地域活動により、各校区の状況把握に努めます。	
				参加者数	14,021人	13,176人		
46	介護予防教室（在宅介護支援センター等）	在宅介護支援センターなどで、介護予防の講話・住民の自主グループ活動の育成や支援などに関する教室の開催などを行っています。		開催回数	189回	164回	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなくいきいきと暮らすことができるように、在宅介護支援センターが担当地域において年間計画を立て、介護予防教室の開催等を行います。	
				参加者数	4,377人	3,428人		
47	自主活動グループ等の育成事業	介護予防のための新たな自主活動グループやリーダーの育成支援を行っています。		自主活動グループ育成数	5グループ	12グループ	介護予防に積極的に取り組む新たな自主活動グループやリーダーを育成・支援し、地域で継続的に介護予防活動に取り組む市民の増加に努めます。 教室開始から自主活動に向けた働きかけを行い、自主化後は、市の役割としてグループの側面的な支援やネットワーク化、リーダーの質の向上に取り組めます。	
				健康づくりリーダー育成数	12人	30人		
				教室実施回数	40回	50回		
				教室参加人数	918人	1,466人		
48	健康づくりグループ活動発表イベント	健康づくりに主体的に取り組む市民を増やし、各区の保健センターが育成・支援している健康づくり自主活動グループの活性化を図るため、自主グループの交流、各区の活動発表、各区ブースでの活動パネルの展示などの内容の市全体のイベントを年1回実施しています。 イベントの企画・運営は、各区の健康づくり自主活動グループの代表からなる「さかい健康づくり推進委員会」と行政が市民協働で実施しています。		開催回数	1回	1回	各区における自主活動グループのネットワークに加え、堺市全域を対象とした交流は、健康づくりに主体的に取り組む市民を増やす意味でも有意義であり、市全体のイベントとして年1回程度、継続して実施していきます。 イベントの企画・運営は、「さかい健康づくり推進委員会」と行政が協働で実施しており、更に内容に工夫を加えながら進めます。	
49	高齢者いい歯自慢コンテスト	生涯を通じた口腔の健康づくりを目的に、80歳以上で自分の歯を20本以上保持している市民を、ポスター掲示、広報さかいなどにより募集し、各保険センターにて審査をし、表彰対象者を選出しています。		表彰者数	81人	87人	「8020の推進」を行うとともに、8020達成者に対して、表彰を行います。	
50	栄養ボランティア活動支援	地域で会食や配食を行っているボランティアグループへの支援を行っています。		支援したグループ数	4グループ	4グループ	低栄養・栄養改善に関する基本的知識を普及し、栄養ボランティア活動の質の維持向上のために研修等の支援を行っています。	
51	在宅保健専門職（栄養士・歯科衛生士）の活動支援	地域のボランティア栄養士・歯科衛生士によって結成された専門職サポーターグループの充実を図り、高齢者の栄養改善・口腔機能の向上に資するよう、活動支援を行っています。		グループ数	1グループ	1グループ	在宅保健専門職として、地域の方にボランティアで知識の普及啓発を行うことへの支援として、研修会の開催や、保健関連の情報提供を行います。	
■介護予防対象者への適切なサービスの提供								
52	特定高齢者把握事業	65歳以上の高齢者を対象に、25項目からなる生活機能に関する基本チェックリストや生活機能検査を行い、要支援・要介護の状態になるおそれのある高齢者を把握し、介護予防事業の参加を促します。 また、介護保険の認定で自立と判定された高齢者、ひとり暮らしの高齢者、閉じこもり予防のための指導が必要な高齢者などを対象に、保健師などが家庭を訪問し、特定高齢者の把握につなげるとともに本人やその家族に必要な保健指導を行っています。		基本チェックリスト実施人数	22,797人	27,388人	生活機能評価は、平成22年度の実施要綱改正に伴い平成23年度実施から方法を変更し、基本チェックリストの郵送・回収により特定高齢者を把握することにしました。 以前より特定高齢者の把握が簡易になったことで、より多くの特定高齢者が介護予防事業の参加につながるよう、啓発に努めます。	平成23～25年度の3年間で、対象者全てに基本チェックリストを実施し、特定高齢者を把握した。 平成26年度は、生活機能評価の未受診者に対し、再度、教室の案内及び生活機能評価受診券を送付します。 また、地域包括支援センターや保健センターと連携し、参加勧奨を行い、より多くの特定高齢者が介護予防事業につながるよう努めます。

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
53	運動器機能向上教室 (げんきあつぷ教室)	生活機能評価を実施した結果、運動器機能の低下がみられる特定高齢者を対象に、運動器機能向上のための筋力・持久力などのプログラムを実施し、要介護状態になることを予防します。		開催回数	296回	288回	教室に参加する中で、介護予防の必要性や高齢者自身にとって健康づくりにつながることを理解し、参加後も継続して生活の中で実施され、運動習慣が定着することをめざします。	
				参加者数	712人	829人		
54	口腔ケア機能向上教室 (口腔ケアおしゃべり道場)	生活機能評価を実施し、口腔機能に一定の低下が認められた特定高齢者を対象に、歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士などが口腔機能向上のためのプログラムを実施しています。		開催回数	59回	78回	歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が、口腔ケアの重要性や機能低下の防止について啓発を行い、口腔の健康づくりから要介護とまらない全身の健康維持を支援します。	
				参加者数	137人	194人		
55	口腔機能の向上普及啓発事業	地域の老人クラブなどに働きかけて、口腔機能の向上の出前講座を実施し、歯間部清掃用具の使用方法や口の体操をアドバイスするなどして、口腔機能の向上の取組を日常生活に取り入れることをめざして実施しています。		開催回数	64回	53回	地域での老人クラブや体操グループなどで、口腔の健康を保っていただくために、高齢者に対して口腔衛生や口腔機能の向上について出前講座を行います。 地域での歯科保健の向上となるよう、8020メイト等のボランティアからの働きかけも行います。	
				参加者数	1,177人	1,635人		
56	栄養改善教室(栄養改善ちゃんクラブ)	低栄養状態にある、又はその恐れのある対象者に対し栄養改善プログラムを実施することで、低栄養状態を改善し、要介護状態となることを予防します。 管理栄養士が事前アセスメントに基づき個別的营养相談、集団的な栄養教育などを実施しています。 継続参加者において、体重増加・栄養状態の改善効果が見られています。		実施回数	37回	30回	低栄養予防のための調理講習会を組み合わせ、事業を効率的・効果的に実施します。	
				参加者数	52人	34人		
57	低栄養予防出前啓発事業	高齢者が、低栄養(食欲がない、食べられない、食事がおいしくない、栄養不足など)の状態になることを防ぐために、健康教育(栄養教室)などを地域に出向いて実施し、バランスの良い食事の摂取や食を楽しめるような働きかけを行っています。		開催回数	62回	92回	高齢者が要介護状態になることを防ぐための取組の一つとして、今後も事業を継続します。身近な場所で啓発する機会を設けるとともに、関係機関や地域の既存団体と連携を強化します。	
				参加者数	1,332人	1,876人		
58	特定高齢者訪問型介護予防事業(うつ・認知症・閉じこもり訪問指導)	特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつなどのおそれのある特定高齢者などを対象に、保健師などが居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施しています。		訪問指導回数	173回	95回	心身の状況などにより通所形態による事業への参加が困難な特定高齢者を対象に保健師や看護師等がその居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、適切な指導を行います。	
59	ふれあいデイサービス	自立生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため、おおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者などのうち、介護保険の対象とならない、家に閉じこもりがちな虚弱高齢者であって、日常生活を営むのに支障がある方を対象に、週1回デイサービスセンターにおいて通所サービスを提供しています。		利用者数	1,219人	1,183人	介護保険の対象にならない高齢者が、閉じこもりなどの理由で生活機能が低下し、要介護状態にならないよう継続して取り組みます。	
60	高齢者生活援助員派遣事業	介護保険の対象とならない65歳以上の高齢者で、傷病などの理由で一時的な機能低下により日常生活に支障がある方を対象に生活援助員を最長3か月以内、週1回又は2回(1回当たり1時間半程度)派遣しています。		派遣回数	631回	576回	事業の継続により、介護保険の対象とならない高齢者の日常生活を支援することで、要介護状態になることを防止していきます。	
61	生活管理指導短期宿泊事業	介護保険の対象とならない65歳以上のひとり暮らしの高齢者などを、一時的に擁護する必要がある場合に、要介護状態への進行を予防する観点から、養護老人ホームなどに年間7日程度の短期入所を実施することにより、生活習慣などの指導を行うとともに体調調整を行っています。		入所日数	0日	0日	短期間の入所により日常生活を支援することで、自立した在宅生活の継続を図ります。	

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
62	失語症リハビリテーションの実施	脳卒中や交通事故の後遺症による言語機能障害のある方の閉じこもりの予防と、社会参加のための意欲や手段の獲得のため、言語機能の維持・回復を図り、また、ことばの障害への理解を深めます。		参加者数	503人	436人	失語症の方同士が交流することにより、言語障害の理解を深め、社会参加と自立のきっかけをつくります。また、言語機能の維持・回復を図り、家族も含めて健康な生活を送ることができるよう支援します。啓発により、失語症を理解する市民や関連機関が多いまちになるように、失語症理解者（コミュニケーションメイト）の育成などの環境整備を行います。	
8. 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援								
■情報提供ときっかけづくり等の充実								
63	おでかけ応援バス	生きがいのづくり活動の支援の一環として、高齢者の外出支援・社会参加を促すことを目的とし、満65歳以上の高齢者を対象に、毎月5、10、15、20、25、30日の月6回、市内郵便局で発行している「おでかけ応援カード」をバス降車時に運転手へ提示することにより、南海バス・近鉄バスを1乗車100円で利用できる事業を実施しています。		1日平均利用者数	17,855人	18,924人	事業効果の検証結果を踏まえ、より効果的な事業展開を検討します。	
64	高齢者の社会参加・仲間づくり・健康づくり支援	住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと暮らすことを支援するために、保健センターでは、保健師などが身近な社会参加の場として、ボランティアが中心となる主体的な地域グループを育成・支援しています。		実施箇所数	223か所	219か所	各区の保健センターから、保健師等が、老人クラブや高齢者の集い、地域のボランティアが中心となって活動しているグループなどへ出向き、健康教育や健康相談などを実施しています。継続して実施することで、活動支援を行っていきます。	
65	生涯学習情報提供システム（ポータルサイト）事業	生涯学習情報提供サイトをリニューアルし、学習講座、生涯学習団体・サークル、生涯学習指導者などのさまざまな生涯学習に関する情報を一元的に収集し、提供します。また、リンク対応によりポータルサイトを起点として、さまざまな学習内容の詳細な情報を取得できる仕組みづくりや見やすく・分かりやすい掲載方法に努め、誰でも容易に学習情報を入手できるシステムの運用を進めます。		ホームページへのアクセス数	219,253件	508,731件	生涯学習情報提供の拡充を図るとともに、WEB上でe-learning等の学習コンテンツ（堺版インターネット塾）の提供に向け研究・検討を行っていきます。	
66	老人福祉センターの運営	60歳以上の高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、各区に1か所ずつ老人福祉センターを設置し、指定管理者により管理運営を行っています。		堺老人福祉センター延利用者数 中老人福祉センター延利用者数 東老人福祉センター延利用者数 西老人福祉センター延利用者数 南老人福祉センター延利用者数 北老人福祉センター延利用者数 美原老人福祉センター延利用者数	100,300人 71,211人 103,525人 83,417人 79,030人 101,278人 41,130人	95,017人 73,745人 103,539人 80,435人 81,441人 98,296人 42,603人	指定管理者による管理運営を実施することにより、民間事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図ります。	
67	老人集会室の整備	老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーションなどの身近な活動拠点として、老人集会室を小学校区に1か所整備を進めています。		整備箇所数	50か所	51か所	高齢者の地域における活動拠点となるような場を提供し、高齢者が主体的に活動・参加できる環境づくりを充実していきます。	

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
68	活動場所確保の支援	地域福祉活動などの拠点の一つとして、美原総合福祉会館の運営と、堺市総合福祉会館の管理運営に対する支援を行っています。 また、市と社会福祉協議会との協働で「堺市民活動サポートセンター」を開設し、市民活動の拠点としての事務所・簡易事務室の貸し出しやミーティングルーム、作業室の提供を行っています。 各区に開設している「区民プラザ」でも、ミーティングスペースや印刷機などの活動機材の提供を行っています。	堺市総合福祉会館	利用件数	4,285件	4,683件	「区民プラザ」や「堺市民活動サポートセンター」などの広報・周知を積極的に行っています。	
				利用人数	119,852人	118,047人		
			美原総合福祉会館	利用件数	688件	790件		
				利用人数	8,999人	9,651人		
			堺市民活動サポートセンター	利用件数	2,889件	2,983件		
				利用人数	31,050人	41,884人		
■地域活動や生涯学習、生きがいくりの一層の充実								
69	老人クラブの活性化	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を生かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康増進活動、社会奉仕活動の三つを柱に活動を行っています。 また、歳末助け合い運動や地域の公園の清掃、老人ホーム慰問などの社会奉仕活動により、活動者は地域の構成員として、大きく期待されています。		会員数	48,069人	47,012人	若年高齢者の新規加入を促進するとともに、校区福祉委員会など、他の地域団体との連携・協力に努め、その活動の一層の活性化を図ります。	
				老人クラブ数	747か所			
70	ねんりんピックへの参加	ねんりんピックは、60歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の総合的な祭典であり、明るく活力に満ちた高齢社会の実現をめざすものです。各種スポーツ競技や、美術展の開催などのイベントを通じて、参加者相互の交流を図っています。 政令指定都市への移行に伴い、平成19年度から堺市在住の60歳以上の高齢者を対象に、種目別に選考会を開催して代表選手を選考し、堺市選手団として参加しています。		選手団人数	101名 (内役員等8人)	145名 (内役員等8人)	ねんりんピックへの参加は、健康づくりを始め、生きがいくりや交流を通じて積極的に社会参加することが期待されるため、各競技などにおいて、参加意識の醸成を図っていきます。	
71	シルバー人材センター	社団法人堺市シルバー人材センターでは、就業を希望する定年退職者、その他高年齢退職者などに対し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を提供し、高齢者自らの生きがいの充実や社会参加を推進しています。 シルバー人材センターの契約件数は、年々増加しています。		会員数	6,342人	6,043人	経済状況が不安定な中、就業を希望する高齢者の増加に伴い、会員数の増加やさまざまなニーズが出てくると予測されることから、新規事業の開拓などに取り組み、会員の就業機会の拡大を図り、就業による高齢者の生きがいくりを支援していきます。	
				契約件数	15,647件	16,371件		
				契約高	1,852,355千円	1,899,492千円		
				就業延人数	507,382人	508,882人		
72	就労的生きがいくり活動の支援	高齢者を中心としたグループが、生きがいくりと就労を結びつけた活動を実施する場合に、組織づくりから事業が具体化するまでの課題に対し助言を行い、設備などの整備に係る経費の助成を行っています。		補助件数	1件	1件	高齢者の生きがいくりを目的とした起業のきっかけづくりとなるよう、高齢者就労的生きがいくり活動支援事業の更なる周知に努め、高齢者の自主的・自発的な活動を支援することにより、高齢者の起業による就労機会の促進を図っていきます。	
				相談件数	7件	6件		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
73	高齢者雇用推進セミナーの開催	高齢者の雇用機会の確保を促進するため、事業主に対し、高齢者雇用を取り巻く環境や雇用対策法の改正内容の周知などを行っています。また、高齢者の長年培われた技能や経験が企業経営に生かされるように、毎年10月の高齢者雇用支援月間に、(社)大阪府雇用開発協会の主催により、ハローワーク堺、堺市の共催で、高齢者雇用促進セミナーを開催しています。		講演内容	(1) 「高齢者雇用安定法の改正点について」講師：大阪高齢・障害者支援センター高年齢者雇用アドバイザー 杉本友彦氏 (2) 「定年引上げ等奨励金について」講師：大阪高齢・障害者雇用支援センター 遠藤章氏	(1) 講演：「改正高齢者雇用安定法について」講師：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪高齢・障害者支援センター高年齢者雇用アドバイザー 杉本友彦氏 (2) 講演：「高齢者雇用安定助成金について」講師：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪高齢・障害者支援センター職員 松山則夫氏	少子・高齢化の進展に伴う社会経済の維持、必要労働力の確保が課題となる中、高齢者は、豊富な技能や経験を有する人材として期待されています。高齢労働力の活用を推進させるとともに、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう、市内企業に対する啓発に努めていきます。	
				参加者数	49人	19社、19人		
74	ふれあい基金の充実と地域福祉活動に対する支援	平成2年度から篤志家による指定寄付金と本市一般財源を積み立てて地域福祉推進基金(愛称：ふれあい基金)を設置し、その運用益金などを、地域福祉を推進するための事業経費や助成金に充てています。市民の自主的な福祉活動・地域活動に対する助成を行うことで、活動の活性化、福祉活動への広報・周知などを行っています。		助成件数	88件	69件	地域福祉推進基金などと併せて、寄付活動も福祉活動の一つであることを広報・周知し、市民同士が支え合う仕組みを検討していきます。	
				助成額	8,126,743円	8,668,000円		
75	世代間交流の拡充	校区福祉委員会が実施する「小地域ネットワーク活動」の中で、地域の高齢者と子どもや子育て中の保護者などとの交流事業に多くの校区が取り組んでいます。		実施校区数	87校区	90校区	今後も、引き続き世代間交流事業に取り組んでいきます。	
■学習成果を地域の中で活用できる場づくり								
76	セカンドステージ応援団事業	定年退職者などのシニア層の力を地域活動や市民活動に活かすとともに、健康の保持や地域の活性化をめざし、事業を実施しています。企画に市民の声を反映させるため、公募などにより市民企画委員を募集しており、「市民と行政の協働」を実践しています。 活動拠点として、堺東駅近くに「SSひろば堺東」を開設し、情報紙の発行、講座の企画・実施、趣味の集まりやシニア世代のグループなどへの貸出、作品展示などを行い、地域デビューのための支援を行っています。	SSひろば堺東の利用促進	利用者数	延2,758人	延2,628人	今後も、引き続き、いきいき堺市民大学を実施し、修了生の活動支援や、修了生などが自主的に運営する「仲間づくり」と「地域貢献」を目的とする組織「SS倶楽部」への後方支援に取り組んでいきます。 また、セカンドステージ応援団事業の協働相手(市民・社協・大学・地域団体・NPOなど)との連携を強化し、事業の発展に努めるとともに、今後、団塊の世代が大量に退職し、シニア層の地域生活への関心がますます高まっていくことを踏まえ、新たな事業展開のあり方について検討していきます。	
			市民向け講座	参加者数	延235人	延324人		
77	いきいき堺市民大学	セカンドステージ応援団の取組の一つとして、地域社会に貢献できる人材の養成や生きがいづくりを目的に、大阪府立大学との共催により「いきいき堺市民大学」を開講し、地域活動・市民活動への参加誘導を行うことをめざしています。		受講生数	120人	86人		
78	高齢者のボランティア活動の支援	堺市社会福祉協議会が、各区役所などに設置している各区事務所にボランティア相談コーナーを設置し、ボランティアの登録、需給調整、活動の相談などを行っています。 また、同協議会ボランティア情報センターでは、情報収集を行い、ボランティアに関する総合的な相談に応じています。		ボランティア個人登録人数	1,676人	1,762人	小地域ネットワーク活動を基盤とした地域のボランティア活動が活発に行われている反面、ボランティアの高齢化や固定化が見られます。新たな担い手につながるボランティア養成を検討します。	
				ボランティアグループ登録数	249グループ 7,997人	261グループ 8,275人		
				ボランティア相談件数	1,987件	2,134件		

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
79	ボランティア講座の開催	堺市社会福祉協議会各区事務所において、地域の福祉活動の紹介や発表など、ボランティアに興味を持っていただき、活動のきっかけづくりとなるような講座を開催しています。		開催回数	13回	18回	身近な場所での講座開催で、参加者も増加しており、今後も、引き続き講座を開催していきます。	
80	花のボランティア活動の推進	花のボランティア“花いっぱいやさかい”の会員による、種から花苗を育てる『花づくり』、花苗を植える『花かざり』、水やりなどの世話をを行う『花守(も)り』の活動をサポートし、市民協働のもと、適切に役割分担しながら身近なまちの緑づくりに取り組んでいます。 花のボランティア活動には高齢者の参加もあり、参加者は、生きがいを得るとともに、花と緑のまちづくりに貢献しています。		会員数	645人	602人	会員数の減少と高齢化に伴い、活動しやすい環境と活動の整備。ボランティア会員による主体的な運営の支援。	
			育苗数	196,000株	186,700株			
81	地域福祉活動情報収集・発信の支援	市民活動を支援するために、ボランティア相談コーナーや、ボランティア情報センター、堺市民活動サポートセンターなどでは、パンフレットラック・ホームページ・メールマガジンなどを利用して、地域福祉活動情報の収集・発信を行っています。また、校区ボランティアビューローとして、身近な地域会館などに、「情報交流・相談・集いの拠点」を設けています。 NPO活動への支援については、堺市民活動コーナーにて、法人化や助成制度などの相談・支援を行っています。		ボランティア情報センターのホームページへのアクセス数	44,118件	42,249件	チラシ等の印刷物に加え、ホームページやメールなどを活用した情報収集・発信にも引き続き取り組んでいきます。	

9. 高齢者にやさしいまちづくり

■都市環境のバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの一層の普及促進

82	ユニバーサルデザインの推進	本市では、これまで国や府に先駆けて施行した「堺市福祉まちづくり環境整備要綱」を始め、「大阪府福祉のまちづくり条例」、国の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」などに基づいて、積極的にバリアフリー化を進めてきました。 障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もがバリアを意識することなく自由に移動・活動・参画し、自己選択・自己決定することができる「自由都市・堺」の実現に向けて、職員の取組姿勢とユニバーサルデザインの推進方針を示すことを目的に、平成18年5月に「堺市ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。			<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり出前講座を実施（金岡小、はるみ小） ・印刷物等への導入に係る関係機関との調整 ・市内の関係計画における協議 ・行政視察対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内向け啓発セミナーを実施（堺保健センター、文化財課） 	施設や道路などのハード面だけでなく、人的な対応といったソフト面も重視し、ハードとソフトの両面による、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくとともに、ユニバーサルデザインの取組や考え方についての普及啓発に努めていきます。	
83	福祉のまちづくり環境整備の指導	すべての市民が社会活動を行ううえで安全かつ容易に施設などを利用できることをめざして、大阪府福祉まちづくり条例などに基づき、民間建築物に係る整備の指導を行っています。また、既存の公共施設や鉄道駅舎、公園、道路などについても改善要望や意見具申を行っています。		協議件数	33件	30件	引き続き、施設管理者等に対し意見、要望を行い、市民が安全で利用しやすい施設の充実に努めていきます。	
			工事完了	21件	13件			
84	公共交通機関や道路等の一体的な整備の促進	誰もが移動しやすく安全快適で活力のあるまちづくりをめざし、公共交通事業者が行う鉄道駅舎やバス車両のバリアフリー化事業について、国、地方公共団体が事業費の一部を助成することにより、整備を促進しています。 また、歩道の段差、勾配、舗装面の改良や視覚障害者誘導用ブロックの設置、道路上の不法駐輪など、道路のバリアフリー化を進めています。		ノンステップバス導入補助導入台数	4両 (うちCNG2両)	0両	引き続き、より総合的、一体的に道路や公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでいきます。	
			特定道路に指定された歩道のバリアフリー化の進捗率	75.6%	80.0%			

通番	掲載項目	事業内容	細事業	指標	実績		26年度の方針	備考
					24年度	25年度		
■災害時における要援護高齢者支援体制の一層の充実								
85	災害時要援護者の避難支援の仕組みづくり	<p>本市では、平成19年度から「災害時要援護者対策を進める校区自主防災活動モデル事業」を2校区で実施し、その実践結果を踏まえ、地域での要援護者の避難支援の具体的な進め方や取組などをまとめた「堺市民のための地域で進める災害時要援護者避難支援ガイドライン」を平成20年9月に策定しました。</p> <p>災害時要援護者の避難支援を含め、地域の防災力の向上のため、地域団体である堺市自治連合協議会、堺市民生委員児童委員連合会、堺市校区福祉委員会連合協議会、赤十字奉仕団などの連携も始まっています。</p>		災害時要援護支援の取り組み状況	6校区	65校区	23年度には、公的な名簿の活用について研究してきましたが、引き続き研究に努めます。	<p>地域の避難支援の取り組みを進めるため、災害時要援護者訪問調査を継続実施します。</p> <p>(26年度は22校区を実施予定。)</p> <p>行政が保有する災害時要援護者リスト登載者のうち、訪問希望者に対して、民生委員児童委員が訪問調査を実施します。</p> <p>訪問調査実施後、本人同意を得た者の名簿をリスト化し、災害時要援護者一覧表(以下「名簿一覧表」という。)を作成します。</p> <p>名簿一覧表を地域・行政で共有し、災害時の安否確認活動や平常時の見守り活動などに活用します。</p>
86	福祉避難所の指定及び運営	「堺市地域防災計画」に基づき、災害時における要援護高齢者などの被災状況の把握に努めるとともに、継続的な福祉サービスの提供や、福祉避難所への避難及び社会福祉施設などへの緊急一時入所を円滑に行えるよう検討するとともに、寝たきりの高齢者や障害者など一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の整備を進めています。		福祉避難所指定数(年度末)	73ヶ所(全区) ※民間施設含む	80ヶ所(全区) ※民間施設含む	<p>バリアフリーや新耐震基準など一定の基準を満たしている施設のうち市有施設を中心に、各区への整備を進めます。</p> <p>また、福祉避難所の運営に係るマニュアルの整備を進めます。</p>	